

いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはいつでも起こり得るという認識の下、いじめを生まない、許さない学校づくりを全校で取り組む。
- (2) 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けて全校で取り組む。
- (3) いじめ問題に対応するために組織的な取組を行うことで解決を図る。
- (4) 保護者・地域・関係機関と積極的に連携し、いじめ問題に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ問題への基本的な考えにのっとり、在籍する生徒の保護者・地域・関係機関と積極的に連携を図りつつ、学校全体で未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 生徒支援連絡会（兼：学校いじめ対策委員会）

ア 設置の目的

校長は本校生徒の教育相談に関する事項、特別支援教育に関する事項及びいじめ防止等に関する措置を行うために、生徒支援連絡会（兼：学校いじめ対策委員会）を設置する。

イ 所掌事項

- 生徒の教育相談に関すること。
- 特別支援教育に関する研修・協議。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関すること。

ウ 会議

生徒支援連絡会（兼：学校いじめ対策委員会）は月に1回開催する。

エ 委員構成

委員会は校長、副校長、生活指導部、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、各年次担任等、校長が指名した者及びスクールカウンセラーで構成する。

(2) 学校運営連絡協議会（学校サポートチーム）

ア 設置の目的

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくために学校運営全体について協議し、校長の学校運営の一助とするとともに、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにすることを目的とする。

イ 所掌事項

- 学校経営に関すること。
- いじめ問題に関すること。

ウ 会議

学校運営連絡協議会（学校サポートチーム）は、6月、11月、2月の年3回開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、教務部、生活指導部、進路部、総務部、総合学科推進部、保護者代表1名、近隣中学校長1名、近隣小学校長1名、近隣大学1名、地域代表3名、警察1名から構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 生徒がいじめ問題への取組について意義を理解し、自分たちの問題として受け止め、自分たちのできることを主体的に考えて行動できるよう働きかけを行う。
- イ ホームルーム活動を通じて、いじめのないクラス作りを行う。

ウ ふれあい（いじめ防止強化）月間にホームルームの時間を使い、いじめに関する内容を取り扱う。

エ 教育活動を通じ、コミュニケーション力を高めたり、自分の気持ちをコントロールするための内容を取り扱う。

（2）早期発見のための取組

ア 学級担任がショートホームルーム等で生徒の様子を丁寧に観察する。

イ 生徒支援連絡会を通じて、生徒の様子について情報共有し、必要に応じてスクールカウンセラー面談等を行う。

ウ ふれあい（いじめ防止強化）月間に学級担任が「いじめ発見のチェックシート」を活用する。

エ 1学期中に学級担任が個人面談を行なう。

オ 1学期中にスクールカウンセラーによる1年全員面接を行う。

（3）早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づき、迅速に学校いじめ対策委員会（生徒支援連絡会）を開き拡大生活指導部会で対応を検討する。

イ 速やかに保護者に連絡し学校の指導方針を伝え協力を依頼する。

ウ 被害生徒に対して安心して学校生活が送れることを確認するまで、教職員やスクールカウンセラー、親しい友人、家族等が寄り添える体制を作り、ケアを行う。

エ 加害生徒への指導は、孤立感や疎外感を与えないようにするなど教育的な配慮をしながらも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。状況や背景を十分に聞き、心の安定を図るために別室で指導したり、必要に応じて出席停止制度を活用したりして、被害生徒が安心して学校生活を送るための適切な処置を行う。

オ いじめを見ていた生徒に対しても、いじめは相手の心や体を傷つける重大な行為であることを理解させ、傍観者にならずに誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

（4）重大事態への対処

ア 所轄の東部学校経営支援センターに報告し、連携を図る。

イ 速やかに職員会議を実施し、対応について検討を行い、組織的に対応する。

ウ 学校医・スクールカウンセラーと連携し、生徒のケアを行う。

エ 警察・葛飾区子育て支援課への相談と通報を行う。

オ いじめ対策緊急保護者会を開催する。

5 教職員研修計画

いじめ・生徒理解に関する校内研修を年3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（1）生徒支援連絡会（兼：学校いじめ対策委員会）の役割を周知徹底する。

（2）PTA 役員会・保護者会を通じていじめ防止の啓発を推進し、いじめに関する情報を早めに学校に連絡する等、保護者への連携を働きかける。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（1）葛飾区青少年育成水元地区委員会を通じて、地域の小・中学校及び青少年委員との連携により、生徒の見守りを図っていく。

（2）葛飾区子育て支援課及び児童相談所と連携し、生徒が安心して学校生活が送れるようにする。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

（1）年3回実施する学校運営連絡協議会（学校サポートチーム）で学校の取組を報告し、支援・助言を受ける。

（2）2月の学校運営連絡協議会（学校サポートチーム）では取組に対して学校評価を行う。

（3）4月に学校評価に基づいた、いじめ防止基本方針の改善を行う。